

# 五ヶ瀬町新庁舎建設 基本計画

平成30年12月

宮崎県五ヶ瀬町



---

## はじめに

現在の庁舎は、昭和47年に移転建設、平成2年に増改築され当初建築されてから現在46年が経過しています。この間、電算機器等の導入等もあり狭あいであることから、教育委員会、建設課、倉庫等の分散化を余儀なくされており、さらにエレベーターが設置されていないなど、バリアフリー対策も不足しています。

特に耐震性の面からは、東日本大震災、熊本地震では多くの市町村庁舎が壊滅的な被害を受け、それがまち全体の復旧・復興への大きな妨げになるなど、災害対応の拠点としての庁舎の重要性が再認識されました。平成29年度に実施した現庁舎の耐震診断の結果では、極めて耐震性が低く、耐震化も厳しいとの指摘も受けています。また、大雨時には1階部分が浸水するなど、災害に脆弱な状況でもあります。

これらのことから、現庁舎が抱える様々な問題を解消し、町民サービスの向上や行政効率を一層高めていくため、新庁舎建設は早急に取り組まなければならない重要な課題です。

今回、基本構想をより具体化し、事業の根幹となる新庁舎の位置、規模、事業費等を明記した基本計画を策定しました。策定に際しては、今年度新たに設置されました、新庁舎建設検討委員会の委員の皆様、パブリックコメントに寄せられた町民の皆様のご意見等を参考にさせていただきました。

これから更に、基本設計、実施設計と進めてまいります。設計に当たっては、本計画の内容を十分に踏まえつつ、機能的で利便性の高い庁舎、そして災害に強い庁舎を目指してまいります。

今後も引き続き、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年12月

五ヶ瀬町長 原田 俊平

---

---

## 目次

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 1  | 新庁舎建設基本計画について..... | 1  |
| 2  | 新庁舎建設基本構想の概要 ..... | 4  |
| 3  | 新庁舎の位置及び敷地.....    | 5  |
| 4  | 敷地利用計画.....        | 6  |
| 5  | 新庁舎の規模.....        | 7  |
| 6  | 新庁舎の構成.....        | 9  |
| 7  | 新庁舎の構造.....        | 10 |
| 8  | 新庁舎建設における基本方針..... | 12 |
| 9  | 建設費及び財源等.....      | 24 |
| 10 | 事業スケジュール.....      | 26 |

## 1 新庁舎建設基本計画について

### (1) これまでの経緯

| 日 付      | 内 容                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成29年10月 | ●庁舎耐震診断の実施<br>耐震性は極めて低く、また、耐震補強が困難であると診断された。                                                               |
| 平成30年2月  | ●五ヶ瀬町新庁舎建設基本構想(案)の策定<br>3月議会で報告。                                                                           |
| 平成30年3月  | ●基本構想(案)のパブリックコメント実施<br>3名の方から9件の意見が出された。                                                                  |
| 平成30年3月  | ●基本構想の策定(平成30年6月1日公表)                                                                                      |
| 平成30年5月  | ●五ヶ瀬町新庁舎建設プロジェクトチームの設置<br>新庁舎建設の検討を進めていくため、副町長、各課長及び所属長で構成されるプロジェクトチームを設置。                                 |
| 平成30年5月  | ●五ヶ瀬町新庁舎建設検討委員会の設置<br>有識者及び町内団体の代表者等16名で構成される検討委員会を設置。                                                     |
| 平成30年7月  | ●五ヶ瀬町新庁舎建設検討委員会(第1回)<br>今後策定される基本計画について、基本構想に基づき策定することを満場一致で承認された。                                         |
| 平成30年8月  | ●五ヶ瀬町新庁舎建設設計業務公募型プロポーザルの実施<br>基本計画の策定及び基本設計、実施設計を委託するにあたり、基本構想を踏まえ、本町の特性等を十分に理解し、最も適切な業者を選定することを目的として実施した。 |
| 平成30年8月  | ●五ヶ瀬町新庁舎建設設計業務委託の契約締結<br>公募型プロポーザルで最優秀者となった「株式会社石本建築事務所 九州オフィス」と業務委託の契約締結。                                 |
| 平成30年11月 | ●五ヶ瀬町新庁舎建設基本計画(案)の策定<br>12月議会で報告。                                                                          |
| 平成30年12月 | ●基本計画(案)のパブリックコメント実施<br>4名の方から8件の意見が出された。                                                                  |
| 平成30年12月 | ●五ヶ瀬町新庁舎建設検討委員会(第2回)<br>基本計画(案)について協議し、満場一致で承認された。                                                         |

## (2) 基本計画の位置付け

本町では平成30年3月に策定した基本構想を踏まえ、庁内検討組織等において、新庁舎の整備方針等について議論・検討を重ねてきました。

新庁舎建設は、現庁舎が抱える様々な課題の解決、まちづくりの先導的な役割を果たす重要なものであると考えています。

本基本計画は、五ヶ瀬町が目指す庁舎像を明確にし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものであり、関連する施策や事業との連携を図りながら次の段階で策定される基本設計、実施設計において、より詳細な検討を行う際の指針となるものです。

### 新庁舎建設基本計画の位置付けと検討フロー

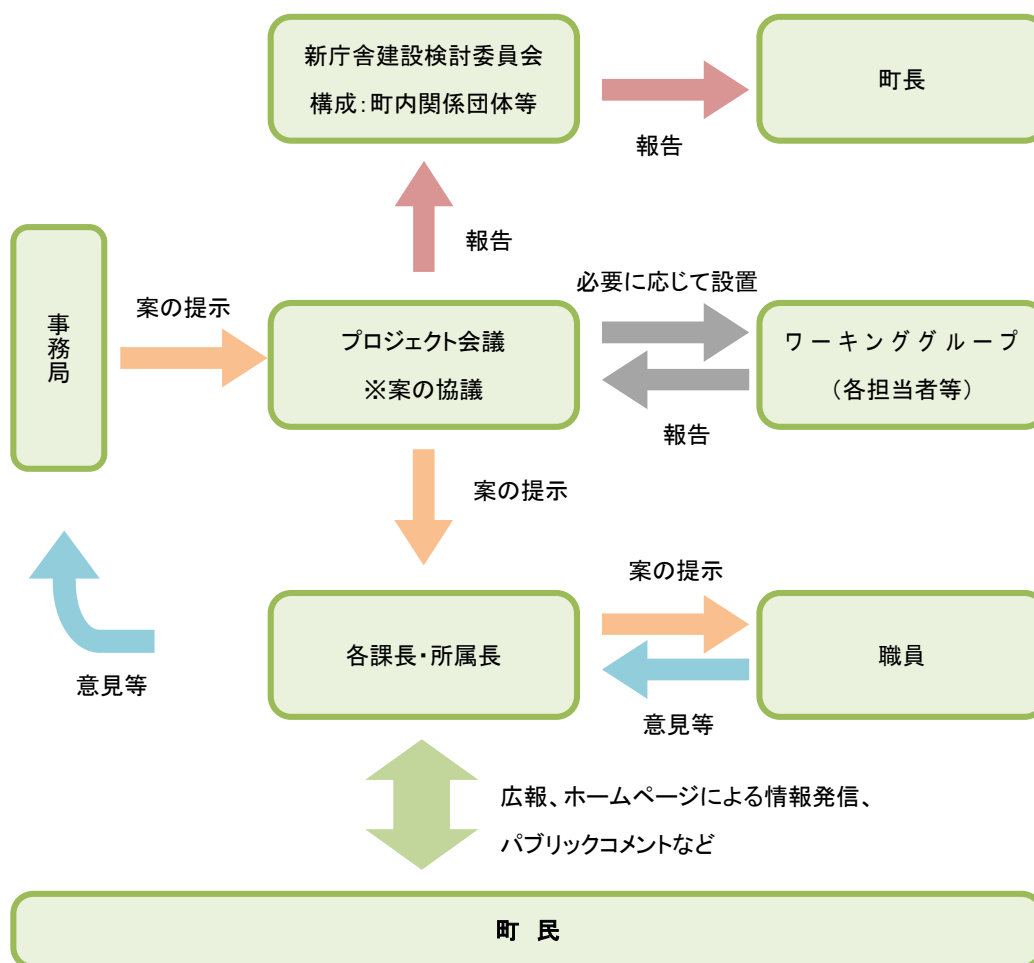


### (3) 基本計画の検討体制

本計画の策定に当たっては、庁内検討組織に加え、町内の関係機関や関係団体、有識者で構成される「新庁舎建設検討委員会」を開催し、検討を重ねてきました。

また、広報、町公式ホームページで新庁舎建設に関する情報発信を行うとともに、パブリックコメントを実施し、町民の意見を聴きながら検討を進めてきました。

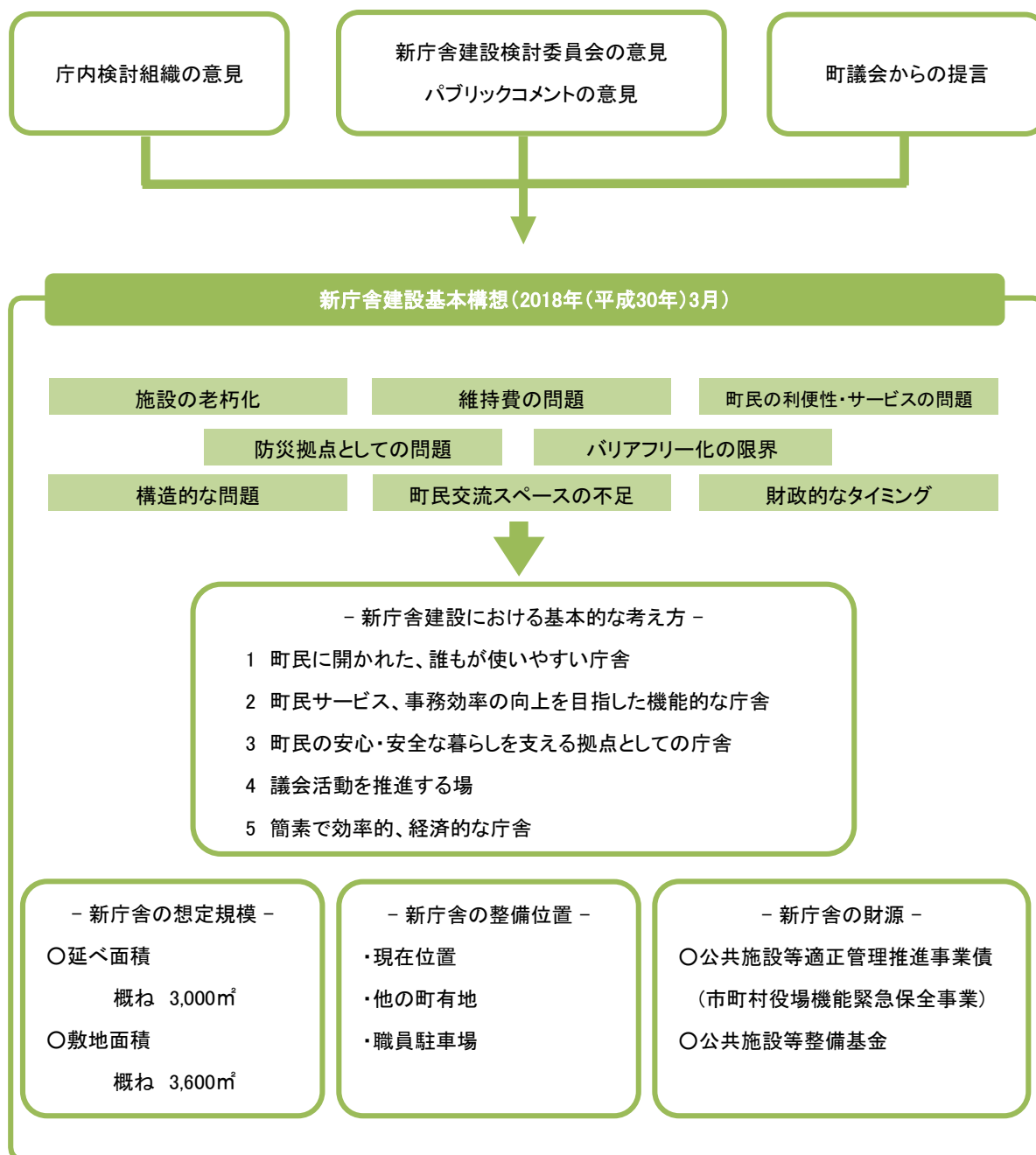
#### 新庁舎建設基本計画の検討体制



## 2 新庁舎建設基本構想の概要

既存本庁舎の課題などを整理するとともに、新庁舎建設検討委員会の意見、町議会からの提言を尊重し、庁舎建設に関する基本的な考え方を示す「新庁舎建設基本構想」を 2018 年(平成 30 年)3月に策定しました。

### 新庁舎建設基本構想の概要



### 3 新庁舎の位置及び敷地

庁舎の位置の決定は、数十年後まで影響を及ぼすこととなるため、様々な角度からの検討が必要です。

また、地方自治法第4条にも「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない」とされています。

新庁舎の位置は、現庁舎位置、他の町有地、現職員駐車場を比較しました。現庁舎位置は建設工事中の仮庁舎の確保が必要となり、費用負担が大きくなります。また、他の町有地等を検討しましたが、適地となる町有地はありませんでした。総合的に判断した結果、現在の庁舎職員駐車場に建設する計画が適切と判断しました。

| 用地<br>項目    | 現庁舎の位置                   | 他の町有地                          | 現職員駐車場                                           |
|-------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------|
| 用地費         | 発生しない                    | 発生しない                          | 発生しない                                            |
| 敷地面積        | 同様                       | 庁舎規模に合わせた設定が可能。ただし、町の中心部に適地がない | 現敷地と同程度                                          |
| メリット        | 貫原橋架替の影響がない              | 仮庁舎が不要<br>貫原橋架替の影響がない          | 仮庁舎が不要<br>※教育委員会棟は、建物配置によっては仮庁舎が必要<br>引越が容易      |
| デメリット       | 仮庁舎が必要<br>浸水対策必要         | 引越し費用が多額                       | 建設中の職員駐車場の確保が必要<br>貫原橋架替との調整が必要                  |
| 事業費         | 仮庁舎費用が必要                 | 敷地造成費が必要                       | 敷地造成費が不要                                         |
| スケジュール      | 解体工事後の着工となるため<br>工期が厳しい  | 工期への影響が少ない                     | 工期への影響が少ない                                       |
| アクセス性       | 町の中心部に位置し町内全域からアクセスしやすい  | 町の中心部から離れており一部地域からのアクセスが悪い     | 町の中心部に位置し町内全域からアクセスしやすい                          |
| 視認性         | 国道218号線に面しており視認性がよい      | 主要道に面した適地がない                   | 国道218号線には面していないが視認性は比較的よい                        |
| 他の公共施設との関係性 | 病院との連携が比較的容易             | 他の公共施設から離れており、連携は取りにくい         | 病院と隣接しており連携が容易<br>新庁舎と連携した既存庁舎(増築部分)の有効活用の検討ができる |
| 総合評価        | ○ アクセス性はよいが仮設庁舎の費用負担が大きい | △ アクセス性が悪く、敷地造成費の負担も大きい        | ◎ アクセス性がよく、費用負担も比較的少ない                           |



## 4 敷地利用計画

### (1) 周辺施設と一体となった配置計画

五ヶ瀬町国民健康保険病院や町民センター等の主要な施設は町道赤谷中央線に対して顔を向けています。新庁舎も町の主要動線となる町道側に車寄せと正面入口を配置することで、利用者に分かりやすい施設計画とします。また、他の公共施設とともにまちの景観形成が行える外観計画とします。

現教育委員会棟を避けた位置に新庁舎を建設することで、建設工事の期間に教育委員会の仮庁舎を必要としない計画とします。

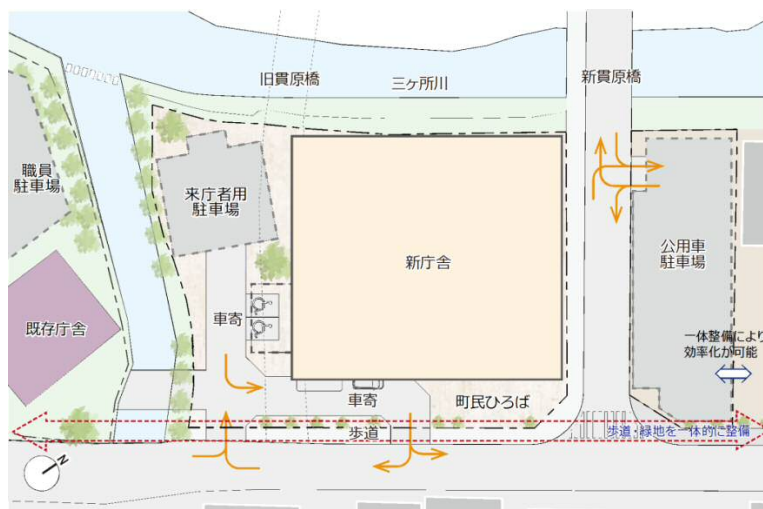
これらを踏まえて建物配置を比較検討した結果、町道側に正面を向けた3層構成の計画とすることが適切であると考えられます。

| A案：町道側正面3層案    | B案：南西側正面3層案    | C案：町道側正面2層案    |
|----------------|----------------|----------------|
|                |                |                |
| ◎ 町道側に正面を向く    | △ 町道側に正面を向かない  | ◎ 町道側に正面を向く    |
| ◎ 教育委員会の仮庁舎が不要 | ◎ 教育委員会の仮庁舎が不要 | △ 教育委員会の仮庁舎が必要 |
| ◎ 同一敷地内にP設置可能  | ◎ 同一敷地内にP設置可能  | △ 道路を挟んでP設置可能  |

### (2) 隣地と一体となった駐車場整備

来庁者用駐車場は、利便性に配慮して新庁舎に隣接して配置し、車いす利用者用駐車場を入口近くに配置します。

公用車駐車場は病院駐車場と一体的に利用できるよう検討するとともに、職員駐車場についても現庁舎跡地を含め、新庁舎の建物位置を考慮しながら計画していきます。



## 5 新庁舎の規模

### (1) 規模の算定

「平成28年度 地方債同意等基準運用要綱」および「総務省地方債基準(平成22年度)」に標準的な床面積の基準を定めています。基本計画では、この基準を参考に設定します。

「平成28年度 地方債同意等基準運用要綱」では、3,212 m<sup>2</sup>と算出され、これは現庁舎面積 2,731 m<sup>2</sup>(教育委員会、建設課含む)の 1.18 倍の規模となります。また、「総務省地方債基準(平成22年度)」では 2,720.5m<sup>2</sup>と算出され、現庁舎(教育委員会、建設課含む)の 0.99倍の規模となります。

以上のことから、新庁舎延べ床面積を概ね 3,000 m<sup>2</sup>とします。

#### 「平成28年度 地方債同意等基準運用要綱」による床面積算定

平成28年度 地方債同意等基準運用要綱では、「防災対策事業」における庁舎移転に関する面積要件として「入居職員数×職員一人当たり面積(35.3m<sup>2</sup>)と移転前面積を比較して大きい方」と規定されており、これに町の入居職員数を当てはめると次のとおり算出されます。

| 区 分   | 人 数  |
|-------|------|
| 入居職員数 | 91 人 |

※入居職員数は、運用要綱上、地方公共団体定員管理調査(第1表～第3表)の対象となっている職員数(公営企業会計に属する職員は除く)となります。

(平成29年4月1日時点)

$$\begin{array}{lcl} \text{※面積} & \text{入居職員数} \times \text{職員一人当たり面積(35.3 m}^2\text{)} & \\ & \underline{91 \text{ 人} \times 35.3 \text{ m}^2 = 3,212 \text{ m}^2} & \end{array}$$

## 「総務省地方債基準(平成22年度)」による床面積算定

起債基準は平成 23 年度から廃止されましたが、近年の他市町村の庁舎建設時の規模算定にも使用されているため参考に算定しました。

| 区 分        | 積 算                            |                      |      |       | 面積(㎡)   |         |
|------------|--------------------------------|----------------------|------|-------|---------|---------|
|            | 役職                             | 職員数                  | 換算率  | 換算職員数 |         |         |
| (ア)事務室     | 特別職                            | 3                    | 12.0 | 36.0  | 640.8   |         |
|            | 課長                             | 9                    | 2.5  | 22.5  |         |         |
|            | 一般職員(事務)                       | 60                   | 1.0  | 60.0  |         |         |
|            | 一般職員(技師)                       | 7                    | 1.7  | 11.9  |         |         |
|            | 臨時職員等                          | 12                   | 1.0  | 12.0  |         |         |
|            | 計                              | 91                   | —    | 142.4 |         |         |
|            | 面積計算                           | 換算職員数 142.4×基準面積 4.5 |      |       |         |         |
| (イ)倉庫      | (ア)事務室面積:640.8 ㎡×13%           |                      |      |       | 83.3    |         |
| (ウ)会議室等    | 職員数 91 人 × 7 ㎡                 |                      |      |       | 637.0   |         |
| (エ)玄関・廊下等  | (ア)～(ウ)の合計面積:上記合計面積×40%        |                      |      |       | 544.4   |         |
| (オ)議会      | 議員数 9 人 × 35 ㎡                 |                      |      |       | 315.0   |         |
| 標準面積       |                                |                      |      |       | 2,220.5 |         |
| その他必要なスペース | 災害対策室、倉庫、書庫、個別面談室              |                      |      |       | 500.0   |         |
|            | 休憩室、サーバー室、機械室、電気室、自家発電室、避難スペース |                      |      |       |         |         |
|            | 町民交流スペース、その他必要なスペースへの通路        |                      |      |       |         |         |
|            |                                |                      |      |       | 合計      | 2,720.5 |

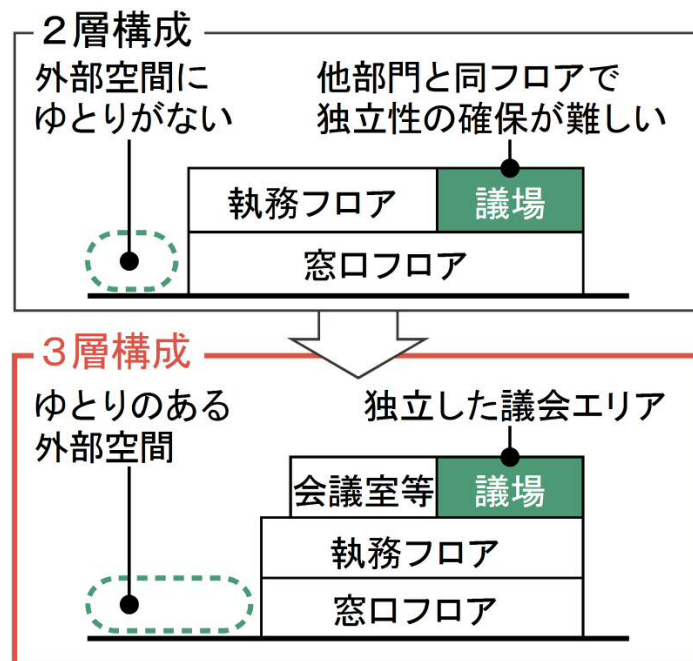
## (2) 駐車場等

駐車場については、今後各種会議を含め来庁者の利用状況を踏まえ、適正な駐車台数を想定した上で、限られた区域を有効に活用し必要なスペースの確保に努めます。

## 6 新庁舎の構成

新庁舎は3層とし、フロアごとに機能を明確に分離した合理的で使いやすい構成とします。

1階は町民の利用が多い窓口フロアを集約し、町民の利便性の高い計画とします。2階はその他の課を配置した執務フロアとします。3階は議場や議会関係諸室を集約した議会機能を中心としたフロアと会議室等で構成することで、議会エリアの他部門からの独立性を確保します。



階層別機能の構成(案)

|    |                                                      |
|----|------------------------------------------------------|
| 3階 | 議会機能 議会事務局 会議室等                                      |
| 2階 | 町長室 副町長室 総務課 災害対策関連諸室 企画課<br>農林課 建設課 教育長室 教育委員会 会議室等 |
| 1階 | 町民課 福祉課 会計室 町民ホール 会議室等                               |

### ■階層別機能の基本的な考え方

- ・町民利用の多い窓口部署は、1階に集約して配置
- ・災害対策本部機能は、町長室、副町長室、総務課に近接して配置
- ・議会機能は議場で大きなスペースを要するため3階に集約して配置

## 7 新庁舎の構造

### (1) 新庁舎に求められる耐震性能

建築基準法で定める耐震性能は、大地震発生時、人命が確保できる最低限の基準であり、災害時に地域の防災拠点となる庁舎には、基準を上回る耐震性能が求められます。新庁舎の構造体の耐震安全性、建築非構造部材の耐震安全性、建築設備の耐震安全性の目標を下記のとおりとします。

#### 構造体の耐震安全性の分類

| 耐震安全性の分類                                    | 耐震安全性の目標                                                      | 重要度係数 |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------|
| <b>I 類</b><br>特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設          | 大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。 | 1.5   |
| <b>II 類</b><br>構造体の耐震性能の向上をはかるべき施設          | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。 | 1.25  |
| <b>III 類</b><br>建築基準法に基づく構造体の耐震性能の向上を確保する施設 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図る。   | 1.0   |

#### 建築非構造部材の耐震安全性の分類

| 耐震安全性の分類   | 耐震安全性の目標                                                                                               |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A 類</b> | 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| <b>B 類</b> | 大地震動後により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。                                               |

#### 建築設備の耐震安全性の分類

| 耐震安全性の分類  | 耐震安全性の目標                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| <b>甲類</b> | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。 |
| <b>乙類</b> | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。                                   |

## (2) 構造種別について

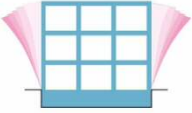
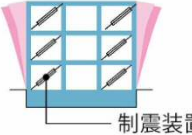
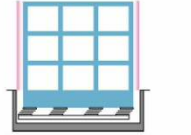
建物の主な構造種別には、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨・鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）、木造（W造）があります。基本設計において、それぞれの長所、短所を把握した上で、新庁舎にふさわしい構造種別を検討します。

構造種別ごとの特性の分類

|              | 鉄筋コンクリート造<br>(RC造)                                 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造<br>(SRC造)                                 | 鉄骨造<br>(S造)                                                                 | 木造<br>(W造)                                                   |
|--------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 居住性          | 遮音性能、防振性能に優れている                                    | 遮音性能、防振性能に優れている                                        | 比較的振動等が伝わり易い                                                                | 遮音性能、防振性能の確保には設計時の配慮が必要                                      |
| 耐久性          | コンクリートの外壁となり、強度、耐久性に優れる                            | コンクリートの外壁となり、強度、耐久性に優れる                                | 工場で製作された耐久性に優れた外装材を採用することが可能                                                | 工場で製作された耐久性に優れた外装材を採用することが可能                                 |
| 施工性<br>工事工期  | 鉄筋、型枠、コンクリート工事等は比較的煩雑である                           | RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど納まりが複雑<br>RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる | 工事現場での作業期間が短く、外壁等は乾式工法となるため、工事工期は比較的短い<br>使用する鉄骨部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合がある | 構法により、施工の難易度に幅がある<br>工事工期は、比較的短い<br>が、大量の木材を使用する場合、乾燥に期間を要する |
| 平面計画<br>の自由度 | 柱の本数が多く、柱断面が大きいため、フレキシビリティが低い。耐震壁が必要な場合は平面計画に制約がある | 柱の本数は少ないが、柱断面が大きいため、フレキシビリティがやや劣る                      | 柱の本数は少なく、柱断面が小さいため、フレキシビリティが高い                                              | 柱の本数が多く、柱断面が大きいため、フレキシビリティが低い                                |

## (3) 構造形式について

強固な耐震性はもちろんコスト面・工期面も満足する合理的な構造とします。耐震構造と制震構造、免震構造を比較し総合的に判断した結果、新庁舎は耐震構造を前提とした計画とします。

|                          | 耐震構造                                                                                | 制震構造                                                                                | 免震構造                                                                                  |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 概念図                      |  |  |  |
| 特性                       | 架構が地震力を負担                                                                           | 制震装置が地震力を吸収                                                                         | 免震層が大きく変形                                                                             |
| 耐震性                      | ○(Ⅰ類・Ⅱ類)                                                                            | ○(Ⅰ類・Ⅱ類)                                                                            | ◎(Ⅰ類)                                                                                 |
| 工事工期                     | ○(最も工期が短い)                                                                          | ○(概ね耐震構造と同等)                                                                        | △(掘削土量増)                                                                              |
| 大地震時の<br>躯体損傷度           | ○<br>(ひび割れ等の損傷あり)                                                                   | ○<br>(耐震構造より小さい)                                                                    | ◎<br>(躯体はほぼ無損傷)                                                                       |
| 工事費<br>(耐震構造=100)        | ◎<br>(100)                                                                          | ○<br>(105~110)                                                                      | △<br>(110~115)                                                                        |
| 設計工期<br>(構造検討)<br>(申請期間) | ○<br>(標準的な設計期間)<br>(確認申請 約2ヶ月)                                                      | △<br>(特殊解析が必要)<br>(確認申請+評定 約4ヶ月)                                                    | △<br>(特殊解析が必要)<br>(確認申請+評定+大臣認定 約6ヶ月)                                                 |



## 8 新庁舎建設における基本方針

基本構想における基本的な方向性に基づき更に検討を加え、次のとおり、新庁舎整備における基本方針を整理し、整備の方向性と具体的な整備機能をまとめました。

### 新庁舎整備における基本方針

| 基本方針                          | 整備の方向性                | 具体的な整備機能          |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------|
| (1) 町民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎        | 町民交流スペースの配置           | 町民交流スペースの整備       |
|                               |                       | 地場産材の活用           |
|                               |                       | 緑地との連携            |
|                               | バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮 | 多様な来庁者への配慮        |
|                               |                       | 分かりやすい案内          |
|                               | 将来の変化にも柔軟に対応          | ユニバーサルレイアウトの導入    |
| フリーアクセスフロアの導入                 |                       |                   |
| 会議室等の共有化                      |                       |                   |
| (2) 町民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎 | 窓口サービスの利便性向上          | 機能的な課の配置          |
|                               |                       | 窓口機能の1階集約         |
|                               |                       | プライバシーへの配慮        |
|                               |                       | 効率性の高いカウンター       |
| (3) 町民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎  | 災害対策本部機能の強化           | 災害対策本部機能          |
|                               | 災害時における拠点機能の充実        | 関係機関との連携          |
|                               |                       | 耐震性能の確保           |
|                               |                       | バックアップ電源等の整備      |
|                               |                       | 一時避難者の対応          |
|                               | あらゆる災害に対する備え          |                   |
| セキュリティ機能の強化                   | セキュリティ対策              |                   |
| (4) 議会活動を推進する場                | 情報通信技術の有効活用           | 情報通信技術の活用による情報発信  |
|                               | 議会施設の充実               | 議会傍聴がしやすい環境の整備    |
|                               |                       | 議会関係諸室の整備         |
| (5) 簡素で効率的、経済的な庁舎             | 再生可能エネルギー・資源の有効活用     | 太陽光発電設備の設置        |
|                               | 省エネルギー化の推進            | 省エネ機器・高効率機器の設置    |
|                               | ライフサイクルコストの削減         | コスト削減を意識した設計      |
|                               |                       | 地域の気候・風土を活かした空調設備 |
|                               | 周辺景観への配慮              | 周辺景観との調和・良好な景観づくり |
|                               |                       | 緑地の確保             |
| 町民活動の推進                       | 多目的広場の確保              |                   |

## (1) 町民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎

町庁舎は、多くの町民が来庁する場所であることを踏まえ、新庁舎建設に当たっては、町民の利便性の向上を図り、だれもが快適で安全に利用できる庁舎とするため、機能的な窓口環境の整備、バリアフリー及びユニバーサルデザインの積極的な導入を目指します。

また、行政ニーズの多様化、社会情勢の変化等に伴う組織の改編等、将来における変化を見据え、新庁舎建設後においても、柔軟な対応が可能で効率的な行政運営が維持できる新庁舎を目指します。

### 町民交流スペースの配置

#### ▶町民交流スペースの整備

町庁舎を拠点としたまちづくりを推進するため、多くの町民が集うことができる町民交流スペースを設置することを計画します。

なお、町民交流スペースは、休日、夜間等の利用にも配慮した配置を計画します。

町民交流スペースには、来庁時に町民が気軽に立ち寄り、懇談、打合せ等ができるスペースを整備します。また、町民と町民、町民と行政の交流を更に深めるためのスペースを配置します。



町民ラウンジ  
(岐阜県岐南町庁舎)

#### ▶地場産材の活用

町民交流スペースは、できる限りより多くの地場産材を活用し地域の特徴を活かした整備をすることで、町民がより町庁舎に親しみや愛着を感じることができるよう配慮します。また、五ヶ瀬町への来訪者に対して「五ヶ瀬」を発信・アピールできる場として、地場産材を用いたベンチなどの家具や、町の花である「シャクナゲ」などの配置を検討します。

①地場産材を用いた  
木製のベンチ



②五ヶ瀬町の花  
シャクナゲ



#### ▶緑地との連携

イベント、催事の開催時に敷地内の緑地と町民交流スペースが一体的・連続的に活用できるような配置とします。



## バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

### ▶多様な来庁者への配慮

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)、「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」(平成12年3月29日条例第15号)、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号)に準拠し、だれもが安心して来庁できるような環境を整備します。

高齢者、障がい者の方だけではなく、だれもが安全に安心して通行できるようにするため、階段の段差、通路の明るさ、通路幅等に配慮します。

キッズスペース、授乳室を適切に配置し、お子様を連れた来庁者も安心して利用できる環境を整備します。

多くの方が安心して来庁できるように多目的トイレを適切に配置します。

雨天時においてもなるべく雨にぬれずに庁舎の入り口まで移動できるように動線を計画します。また、思いやり駐車スペースは、庁舎の入口までのスムーズな動線を確保して配置します。



屋根付の通路  
(茨城県城里町庁舎)



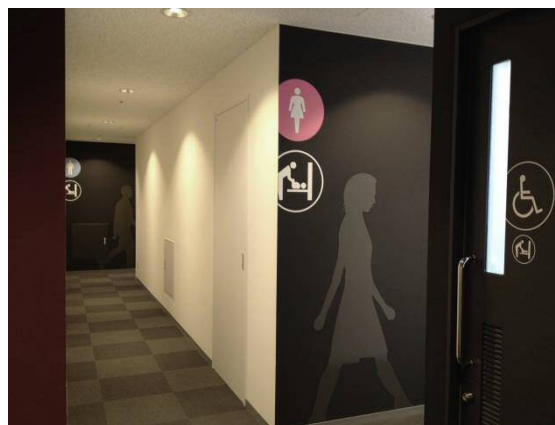
思いやり駐車スペース  
(島根県出雲市庁舎)

### ▶分かりやすい案内

来庁者を迷わせることなく、安心して目的の窓口にご案内するため、案内板等の表示は、だれもが分かりやすいように、文字の大きさ、色彩等に配慮します。



色彩を工夫した案内板  
(岐阜県岐南町庁舎)



ピクトサイン  
(神奈川県横浜市戸塚区庁舎)

## 将来の変化にも柔軟に対応

### ▶ユニバーサルレイアウトの導入

将来における組織機構改革にも柔軟に対応できるようにするため、ユニバーサルレイアウトを採用し、無駄なスペースを省くとともに、什器類を統一することで、コストダウンを図ります。

打合せスペース、作業スペース等を執務室内に効率的に配置し、職員の業務効率を高めるとともに、会議室の効率的な利用を図ります。

複数の部署で共有するプリンタ、パソコン等のOA機器を集約して設置し、事務の効率化を図るとともに、コストダウンを図ります。



ユニバーサルレイアウト  
(岐阜県一宮市庁舎)

### ▶フリーアクセスフロアの導入

組織機構改革に伴うOA機器、事務机等のレイアウト変更にも柔軟に対応するため、フリーアクセスフロアを導入し、効率的な行政運営を維持します。

高い安全性を保持したうえで、柱の数をなるべく少なくする建築工法の採用を検討し、視認性を高めた配置を計画します。

### ▶会議室等の共有化

会議室、打合せスペース、書庫、倉庫等を可能な限り共有化することで、効率的な利用が図れるように配置します。

## (2) 町民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎

地方分権の進展に伴い、近年では、地域特性を活かし、町民と行政が一緒にまちづくりに取り組んでいく行政運営が求められています。将来に向けた町民との協働によるまちづくりを更に推進し、町民と町民並びに町民と行政の交流を更に深めるため、多くの町民が新庁舎に集い、本町の一体的なまちづくりの拠点としての役割を担うことができる新庁舎を目指します。

また、各種計画との調整を図り、新庁舎の周辺にさまざまな施設を誘導することを目指します。

### 窓口サービスの利便性向上

#### ▶機能的な課の配置

他部門との連携が効率的かつ円滑に行えるように、所管する業務に関連が深い部局を隣接して配置します。

#### ▶窓口機能の1階集約

来庁者の移動距離をなるべく短くするため、町民の利用が特に多い窓口機能を1階フロアに集約して配置します。

#### ▶プライバシーへの配慮

町民のプライバシーを保護するための仕切りを設けた窓口カウンターを設置します。

個別の相談スペースを適切に配置し、町民が安心して相談できる環境を整備します。

#### ▶効率性の高いカウンター

来庁者の目的に応じて、効率的かつ柔軟に対応できる窓口カウンターを設置します。



プライバシーに配慮したカウンター  
(東京都豊島区庁舎)



プライバシーに配慮したカウンター  
(神奈川県横浜市瀬谷区庁舎)

### (3) 町民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎

日本観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録した東日本大震災、2016年の熊本大地震(最大震度7)など、これまでの自然災害での規模を遥かに超えた未曾有の大地震が起きました。

これらの大地震を境に、災害対策基本法が一部改正され、災害時に町が担うべき役割は、以前と比べ、より大きなものとなってきており、町民の安心・安全に対する意識も格段に高まっています。

そのため、いつ発生するか分からない地震等の自然災害から町民の安全を守るため、災害に備えた機能が充実した新庁舎を目指します。

また、平時、災害時を問わず、町民の安心・安全、個人情報等を守るため、充実したセキュリティ機能の整備を目指します。

#### 災害対策本部機能の強化

##### ▶災害対策本部機能

災害時における情報の収集、分析、発信等を効率的に行うため、大型モニターのほか、通信機器等を設置した災害対策室を配置します。なお、平時には、災害対策室を会議室として活用することも検討します。

災害対策室は、町長室、副町長室、危機管理部門と近接して配置し、災害時に迅速に対応できる環境を整備します。

災害への対応が長期化した場合に備え、災害対策本部職員及び待機職員が休息を取れる環境も併せて整備します。

##### ▶関係機関との連携

災害対策室には、宮崎県、近隣自治体、自衛隊、消防、警察、病院等の関係機関とスムーズかつ迅速な連携を図るため、防災情報システム、情報通信設備等を設置し、また地域の防災ネットワークの中心として、それぞれの機能を最大限に発揮する設備を検討します。

### ▶耐震性能の確保

町民の安全を守る防災拠点となるよう、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日国営計第126号)における耐震性能を確保します。

耐震性が高い電気設備、給排水設備等を採用し、地震の際にも効率的かつ効果的に機能が発揮できるようにします。

### ▶バックアップ電源等の整備

災害対策本部の機能、災害対応に必要な機能を相当期間維持することができる電源の多重化、太陽光パネル等を活用した自家発電によるバックアップ電源を整備し、災害時にも迅速に対応することができる電力供給の方法を検討します。



非常用電源設備  
(東京都青梅市庁舎)

### ▶一時避難者の対応

町内で災害等が発生した際には、町民、帰宅困難者等を一時的に受け入れするスペースを確保します。また敷地北側の駐車場は、災害時に病院駐車場と一体利用できるよう計画します。



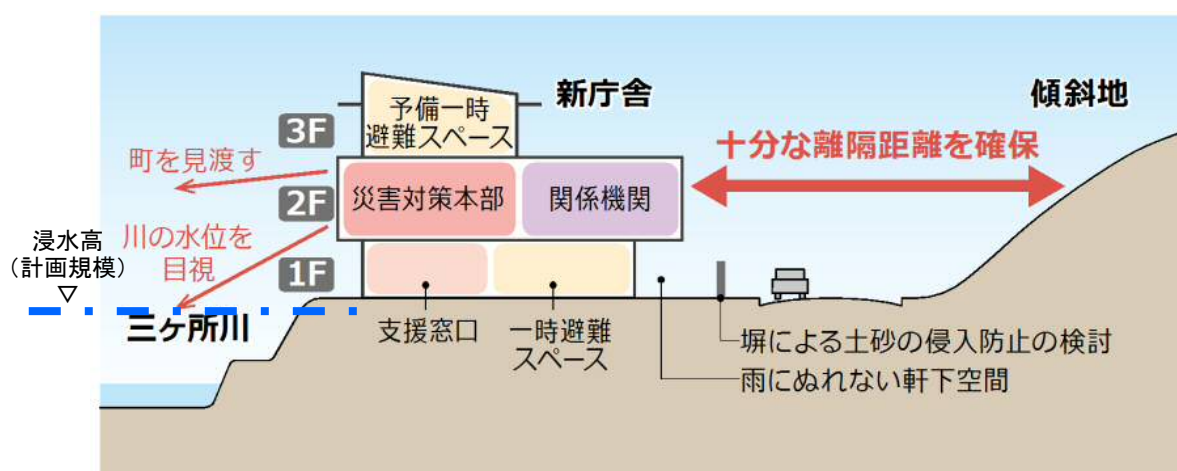
## ▶あらゆる災害に対しての備え

**水害:** 浸水高(計画規模)よりも高い位置に建物を配置し、水害に強い庁舎とします。また、想定以上の水害に備え、出入口への止水板の設置や、上階への屋外階段の設置を検討します。

**土砂:** 南東側傾斜地から十分な距離を確保した建物配置とすることで、土砂災害から庁舎を守ります。また万一の崩落に備え、道路沿いに塀の設置を検討します。

**台風:** 強固に取付けた縦ルーバーにより、暴風による飛来物から庁舎を守ります。

**地震:** 天井に仕上や設備を極力設けない計画とし、家具は構造体に固定するように検討します。



## セキュリティ機能の強化

### ▶セキュリティ対策

来庁者、職員、保管している文書等の安全を確保するため、「官庁施設の防犯に関する基準」(平成21年6月1日国営設第27号)を参考としたセキュリティ対策を講じます。

町庁舎で取り扱うさまざまな行政情報や個人情報保護の観点、不審者の侵入防止の観点から、町民交流スペースと執務等のスペースを明確に分離した配置とします。

町民のプライバシー、個人情報を適切に管理するため、窓口スペースと執務スペースを緩やかに分離した配置とします。

文書整理棚を適切に配置し、保管文書のセキュリティを確保するとともに、効率的な作業、整理整頓等ができるようにします。

#### (4)議会活動を推進する場

1991年(平成3年)に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(法律第87号)により、地方自治体が有する権限が拡大し、地方自治体は、自らの判断と自らの責任において、自主的かつ総合的に時代の変化、時代のニーズに対応した行政サービスを提供することが求められています。

また、政策形成の過程においては、町民と行政との連携、協力がより強く求められていることから、町政に関する情報発信を積極的に行っていく必要があります。

そのため、情報通信技術を活用し、町民に分かりやすい情報の発信及び提供を推進することで、町民がこれまで以上に町政を身近に感じ、町政、議会活動に興味、関心を持つことができる新庁舎を目指します。

#### 情報通信技術の有効活用

##### ▶情報通信技術の活用による情報発信

タブレット端末の活用等により、活発な議会活動を情報通信技術で支援するとともに議会活動に関する最新の情報発信を行い議会の見える化を目指します。

#### 議会施設の充実

##### ▶議会傍聴がしやすい環境の整備

映像設備・赤外線システムなどの音響設備、またインターネット通信などを取り入れ、町民ロビーでも議会を傍聴可能にするなど、分かりやすい議会運営に配慮した計画とします。

「町民・議員」対「執行部」という構成ではなく、議員や執行部同士の顔が見え、様々な議題を中心として活発な議論を促す開かれた議場づくりを目指します。

議場は、傍聴者が全体を見渡すことができるように整備するとともに、なるべく高低差をなくしたフラットな床として議会が身近に感じられ、だれもが傍聴席まで移動しやすい動線を整備します。

傍聴席は、バリアフリー及びユニバーサルデザインの積極的な導入を目指します。



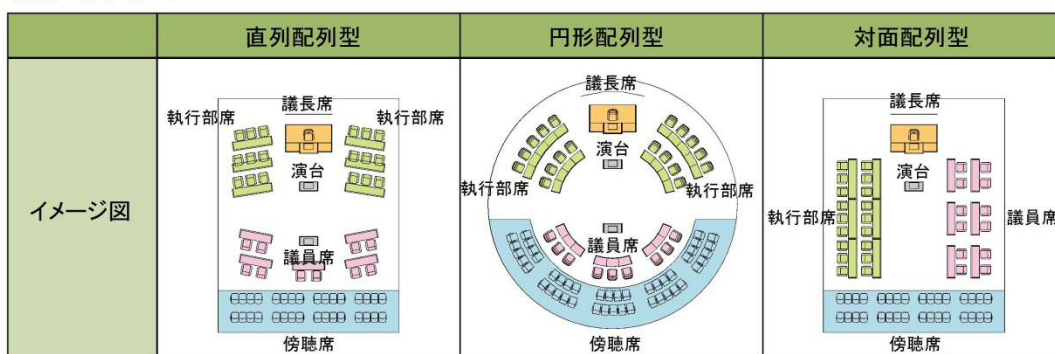


全体が見渡せる傍聴席  
(埼玉県新座市庁舎)

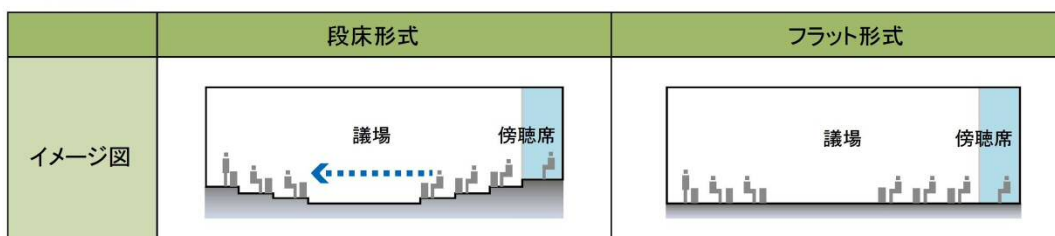


開かれた議場  
(東京都豊島区庁舎)

#### 議場の配置形式



#### 議場の床形式



### ▶議会関係諸室の整備

議会運営に必要な委員会室、議員控室等の議会関係諸室は、町議会との協議を重ねながら、適切に配置します。

また、議場を含め、閉会中には多目的な利用が出来るように検討します。

## (5) 簡素で効率的、経済的な庁舎

地球温暖化防止対策への社会的な意識が高まる中、本町においては「五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例」(平成23年9月16日条例第13号)の制定、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「第二次五ヶ瀬町地球温暖化対策実行計画」(平成28年度からの5ヶ年計画)の策定など、スマートライフプラン及び第5次総合計画の重点戦略として、低炭素社会の実現を掲げ取り組んでいるところです。

そのため、二酸化炭素排出量の削減、環境負荷の低減等を積極的に推進することを基本とし、そのうえで、ライフサイクルコストの縮減を図ることができる新庁舎を目指します。

エネルギーを極力必要としない建築デザインと、普遍的で費用対効果が高い省エネ技術を巧みに組み合わせた環境配慮型庁舎とし、健康に十分配慮しつつ照明や換気・温湿度を無駄なくコントロールする、人と地球環境にやさしい庁舎を目指します。

開口部の面積を抑えることや、断熱性能の高い外壁材、結露の生じない木アルミ複合サッシの採用を検討するなど、冬期の空調負荷を軽減します。

給水設備は凍結がないように配慮したものを設置します。

また、可能な限り緑化の推進を図り、町民がゆとりとやすらぎを感じることができる空間を整備した新庁舎を目指します。

## 再生可能エネルギー・資源の有効活用

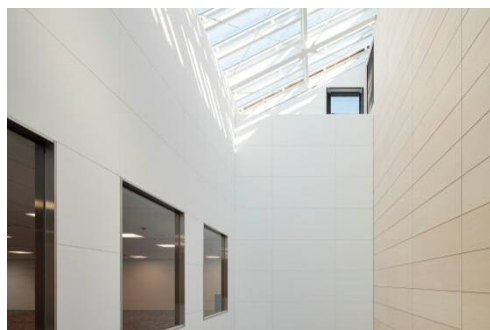
### ▶太陽光発電設備の設置

太陽光発電設備等による再生可能エネルギーの有効活用を図ります。

常に庁舎内の明るさを保つことができるよう、自然採光の利用を計画します。



自然採光の利用  
(茨城県城里町庁舎)



自然採光の利用  
(埼玉県新座市庁舎)

## 省エネルギー化の推進

### ▶省エネ機器・高効率機器の設置

省エネ機器、高効率機器を設置し、ランニングコストの軽減を図ります。

建物及び設備の長寿命化が図れる建築構造、経済性、効率性が高い設計とします。

外周部に縦ルーバー等を設置し、西日や直射光を遮りつつ、明るい室内環境を確保します。また執務空間には年中直射光が入らないように調整します。



木ルーバーによる日射遮蔽  
(埼玉県新座市庁舎)

## ライフサイクルコストの削減

### ▶コスト縮減を意識した設計

建設、維持管理、修繕、解体等の各段階において、コスト縮減を意識した設計とします。

### ▶地域の気候・風土を活かした空調設備

地域の気候、風土を活かした換気による空調負荷の軽減を図るように計画します。

## 周辺景観への配慮

### ▶周辺景観との調和・良好な景観づくり

周辺景観との調和を図り、良好な景観を推進するため、シンプルで親しみやすいデザインの庁舎を建設します。

### ▶緑地の確保

緑地は、イベント、催事、災害時の一時避難所等にも有効に活用できるように配置します。

## 町民活動の推進

### ▶多目的広場の確保

現庁舎跡地にイベント、催事等に活用できる多目的広場を整備し、町民活動を推進します。

## 9 建設費及び財源等

### (1) 総事業費の概算

新庁舎を建設するに当たって必要となる費用と財源については、次のように想定しています。概算事業費は、最近の庁舎建設事例などを参考に算出したものであり、事業費を確定するものではありません。

なお、詳細な建設費及び事業費については、設計の段階で積算していきますが、今後も消費税率の変更や東京オリンピック・パラリンピック関連施設の整備等による建設費の高騰が予測されます。

このため、新庁舎建設にあたっては、本町が求める機能や品質を確保するとともに、工期の短縮やコストの縮減の可能性について調査・検討し、効率的・効果的な事業執行に努めていきます。

#### 総事業費内訳

(千円)

| 区 分                                                                                                                                                                                  | 概算事業費     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 工事費(本体RC工事全般) $3,000 \text{ m}^2 \times 42 \text{ 万/m}^2 = 1,260,000 \text{ 千円}$<br>解体工事 63,000千円(既存庁舎、建設課、教育委員会) 合計: 2,800 $\text{m}^2$<br>外構工事 152,000千円(舗装、盛土、暗渠(BOXカルバート)、排水、緑化) | 1,475,000 |
| 委託料(基本計画、基本設計、実施設計、監理等)                                                                                                                                                              | 93,000    |
| その他の費用(家具什器、引越し等)                                                                                                                                                                    | 30,000    |
| 総事業費合計                                                                                                                                                                               | 1,598,000 |

#### (参考)

|                                                        |                             |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ・日向市(H29～30) 延11,500 $\text{m}^2$ (RC造4階)              | 49.0億(42.6万/ $\text{m}^2$ ) |
| ・美郷町(H29～29) 延2,200 $\text{m}^2$ (S造2階)                | 6.9億(31.4万/ $\text{m}^2$ )  |
| ・延岡市(H27～28) 延18,384 $\text{m}^2$ (RC造8階)              | 64.8億(35.3万/ $\text{m}^2$ ) |
| ・椎葉村(H22) 延3,200 $\text{m}^2$ (内700 $\text{m}^2$ は駐車場) | 9.2億(28.8万/ $\text{m}^2$ )  |

## (2) 財源

一般的に庁舎建設事業については、国や県からの補助金や交付税措置のある有利な町債(借金)はありません。しかしながら、公共施設等の適正管理の推進の観点から期間を限定して地方財政措置が実施されます。

庁舎建設に関しては、市町村役場機能緊急保全事業で、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替えが対象になります。

起債の交付税措置対象は起債対象経費の 75%を上限、その 30%が基準財政需要額に算入される仕組みです。地方債の充当残については、基金の活用が基本です。期限は平成32年度です。

さらに、今後、設計段階等で新庁舎の機能、設備その他の詳細を決定していく際には、国や県の補助金・交付金等で利用できるものがないか検討し、財政負担の軽減に努めます。

### 町の実質負担額、返済額の比較

(千円)

|                                 |                                        | 市町村役場機能<br>緊急保全事業債         | 一般事業債                      |
|---------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 本体建設事業費合計額<br>(起債対象経費) <b>A</b> |                                        | 1, 260, 000                | 1, 260, 000                |
| 実質負担額                           | 町債借入額 <b>B(A×75%)</b>                  | 945, 000                   | 945, 000                   |
|                                 | 元金・利子返済額<br>(償還期間30年) <b>C(B + 利子)</b> | 1, 033, 074<br>(利子:88,074) | 1, 033, 074<br>(利子:88,074) |
|                                 | 基金・一般財源 <b>D(A - B)</b>                | 315, 000<br>(基金:300,000)   | 315, 000<br>(基金:300,000)   |
|                                 | 建設費用 <b>E(C + D)</b>                   | 1, 348, 074                | 1, 348, 074                |
|                                 | 交付税措置額<br>(基準財政需要額算入額) <b>F(C×30%)</b> | 309, 922                   | 0                          |
|                                 | <b>町の実質負担合計 G(E-F)</b>                 | <b>1, 038, 152</b>         | <b>1, 348, 074</b>         |
| 実質負担のうち<br>将来返済                 | 将来返済額<br>(30年均等払い) <b>H(G-D)</b>       | 723, 152                   | 1, 033, 074                |

※利子は、平成30年9月19日地方公共団体金融機構(長期貸付利率)により、0.6%として試算

※ 現在の公共施設等整備基金残額 815, 252千円

※ 解体費用等別途必要となる。

## 10 事業スケジュール

建設スケジュールについては、新庁舎建設事業の財源として市町村役場機能緊急保全事業の活用を前提としており、その適用期限である平成32年度の建設工事完成を目指して事業を進めていきます。

今後は、基本計画に示した方針を基本設計及び実施設計に反映させ、平成33年度の新庁舎開庁に向けておおむね以下のスケジュールで建設工事等を行っていく予定です。

| 項 目          | 2017年度<br>(H29年度)                                                                         | 2018年度<br>(H30年度)                                                                                | 2019年度<br>(H31年度) | 2020年度<br>(H32年度)                                                                                    | 2021年度<br>(H33年度)以降                                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 計 画          | 基本構想<br> |                                                                                                  |                   |                                                                                                      |                                                                                       |
|              |                                                                                           | 基本計画<br>        |                   |                                                                                                      |                                                                                       |
| 測量・調査        |                                                                                           |                |                   |                                                                                                      |                                                                                       |
| 設 計          |                                                                                           | 基本設計・実施設計<br> |                   |                                                                                                      |                                                                                       |
| 建設工事         |                                                                                           |                                                                                                  |                   | 建設本体工事・付帯工事等<br> |                                                                                       |
| 解体工事<br>外構工事 |                                                                                           |                                                                                                  |                   |                                                                                                      |  |



## 五ヶ瀬町新庁舎建設基本計画

平成30年12月発行

発行：宮崎県五ヶ瀬町

編集：総務課

〒882-1295

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670

TEL: 0982-82-1700

FAX: 0982-82-1720

URL: <http://www.town.gokase.miyazaki.jp/>